

藤岡市農業委員会

令和7年第8回

定例会議事録

令和7年8月5日招集

令和7年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和7年8月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

議案第 39号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の策定に対する意見について

議案第 40号 臨時藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見について

議案第 41号 藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見について

報告第 15号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 16号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	7番 浅見 健司	8番 山口 暁	9番 清水 春樹
10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行
14番 塚本 欣吾			

[出席農地利用最適化推進委員] (5名)

4番 黒澤 功	6番 茂木 敏夫	10番 水沼 勝美	13番 服部 毅
18番 齋藤 今朝男			

[事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係長代理	笠原 諒亮

事務局 次長	真下 和弘
係長代理	宮原 優雅子

(開会13時24分)

事務局次長 定刻前ではございますが、皆さんお集まりでございますので、ただ今から令和7年第8回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんに

つきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和7年第8回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。3番 秋谷委員、4番 松村委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時27分)

(再開13時50分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は市外のHさんが、新たに農業経営を開始するため、下栗須及び篠塚の農地4筆、面積8,709㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は市外のMさんが、新たに農業経営を開始するため、緑埜及び白石の農地10筆、面積10,120㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は浄法寺のUさんが、新たに農業経営を開始するため、浄法寺の農地1筆、面積694㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当ではありますが、許可申請時に譲り渡し人の所有する農地において、農地法違反と考えられる農地があったことから、解消を求め条件付き許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 36 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 36 号整理番号 3 番について、違反状態の解消を求め条件付き許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 36 号整理番号 3 番は条件付き許可と決定します。次に、議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番と 5 番の 2 件です。整理番号 4 番は市外の K さんが、新たに農業経営を開始するため、保美の農地 1 筆、面積 195 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は譲原の Y さんが、新たに農業経営を開始するため、譲原の農地 1 筆、面積 380 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあ

るとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第36号整理番号4番と5番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号4番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第36号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第36号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第36号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第36号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は市外のIさんが、上戸塚の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地(分家住宅)として転用するもので、農地2筆、面積484㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第37号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第37号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 37 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 37 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番と 3 番の 2 件です。整理番号 2 番は、市外の法人が、森の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 990 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市内の法人が、中栗須の農地を売買にて取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 346 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 37 号整理番号 2 番と 3 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 37 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 4 ページをご覧ください。議案第 38 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項

の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。5 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画と地域計画の区域外のものに係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 18 件です。6 ページの計画につきましては、過去に中間管理機構を通して貸し借りが結ばれ、その後、借り手が解約し中間管理機構の管理になっていた農地について、新しい借り手が見つかったため貸借を結ぶもので、対象地は 1 件です。以上で、議案第 38 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議案第 38 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長

それでは、何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

農政課

農政課の池田と申します。私から地域計画の変更案について概要を説明させていただきます。まず、地域計画についてですが、担い手が今後減少していく状況に対する対応策として、農地利用の将来像を明確にし、農地を継続的に利用できるようにするために策定したことになります。藤岡市では昨年地域の農業者の方の話し合いの場を設け、地域農業の将来のあり方を明確化した計画と農地 1 筆ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」を作成しました。策定した計画はそこで終了ではなく、地域の状況に合わせ随時更新していく必要があります。今回は昨年度計画を定めた 21 地区のうち 5 地区の変更を行いました。主な変更点は、農振除外による地域計画からの除外、都市計画区域編入による地域計画からの除外とそれら

に伴う担い手情報の修正です。それでは各地区の変更点の詳細を説明いたします。タブレットの地域計画案をご覧ください。神流北部地域です。地域計画変更案の1ページをご覧ください。農振除外により地域計画区域内の農地1筆0.1haが地域計画区域から外れるため、1の(1)地域計画の区域の状況、区域内の農用地等面積を96.6haから96.5haに変更、畑の面積を23.9haから23.8haに変更としました。また、次のページの4、地域計画の農業を担うもの一覧ですがHさんからOさんへ経営継承をすることになったため、氏名の変更を行いました。今回変更により地域計画から外れる農地の場所ですが、4ページの地図の赤枠で囲った部分になりますのでご確認ください。神流北部地域は以上です。続きまして、中大塚地域です。6ページをご覧ください。農振除外により1筆0.1ha、都市計画区域編入により51筆5.3haが、地域計画区域から外れるため、1の(1)地域計画の区域の状況、区域内の農用地等面積を52.6haから47.2haに変更、田の面積を35.3haから32.4ha、畑の面積を17.3haから14.8haに変更としました。地域計画から外れる農地の場所ですが、資料9ページの地図の赤枠の部分になりますのでご確認ください。中大塚地域は以上です。続きまして、下大塚地域です。10ページをご覧ください。都市計画区域編入により50筆5haが地域計画区域から外れるため、1の(1)地域計画の区域の状況、区域内の農用地等面積を29.5haから24.5haに変更、田の面積を20haから15.9ha、畑の面積を9.5haから8.6haに変更としました。また、11ページの4、地域内の農業を担う者一覧ですが、都市計画区域編入により現在農業を担う者に位置付けられているTさんの農地がすべて地域計画から外れたため、一覧から削除しました。地域計画から外れる農地の場所は13ページの地図の赤枠の部分ですのでご確認ください。下大塚地区は以上です。続きまして、本動堂・篠塚地域です。14ページをご覧ください。都市計画区域編入により126筆8.9haが地域計画区域から外れるため、1の(1)地域計画の区域の状況、区域内の農用地等面積が27.9haから18.2haへ変更、田の面積が19.6haから12.3ha、畑の面積が8.3haから5.9haに変更としました。また、15ページの4地域内の農業を担う者一覧ですが、市内の法人が耕作する農地が地域計画区域からすべて外れたため、削除しました。地域計画から外れる農地の場所は17ページの地図の赤枠の部分ですのでご確認ください。本動堂・篠塚地域は以上です。最後に、平井東部地域です。資料18ページをご覧ください。農振除外により1筆0.1haが地域計画区域から外れるため、1の(1)地域計画の区域の状況、区域内の農用地等面積が173.2haから173.1haへ変更、田の面積を112.9haから112.8haに変更としました。地域計画から外れる農地の場所は21ページの地図の赤枠の部分ですのでご確認ください。各地区の変更点の概要説明は以上です。

議長

ただ今、議案第39号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長

異議なしと認め、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見については、そのように決定します。次に、議案第 40 号臨時藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農政課より説明をお願いします。

農政課

農政課の黒岩と申します。私から概要説明をさせていただきます。着座にて失礼します。タブレットの資料、議案第 40 号臨時藤岡農業振興地域促進計画（重要変更）をご覧ください。表紙の次のページ、重要申出書一覧表（臨時）をご覧ください。市では、地域経済の活性化及び雇用機会の創出・拡大を図るため、企業誘致に取り組んでおり、西部工業団地第 3 期と藤岡インターチェンジ西産業団地第 2 期への新たな工業団地造成事業を計画しています。現在、市街化区域へ編入するため、各種手続きが進められている現状にあります。一覧表の 1 番は、西部工業団地（第 3 期工区）の概要となります。田・畑の合計で 147 筆、136,442.47 m²（13.64ha）を、農振地域から除外し、市街化区域に編入することを計画しています。続いて、2 番と 3 番は、藤岡インターチェンジ西産業団地（第 2 期工区）の概要となります。インター西工業団地の第 2 期工区は、南地区と北地区の 2 カ所に分かれています。2 番は南地区の概要となります。南地区は、田・畑の合計で 63 筆、50,292.61 m²（5.03ha）を市街化区域に編入することを計画しています。3 番の北地区は、田・畑の合計で 37 筆、17,176.20 m²（1.72ha）を、市街化区域に編入することを計画しています。次のページをご覧ください。この一覧表は、市街化区域への編入が計画されている農地の地番及び面積等の詳細一覧となります。申出番号 1 番から 147 番までが西部工業団地（第 3 期工区）に該当する土地の詳細となります。タブレットをスクロールして下さい。5 ページ、スクロールすると航空写真があります。西部工業団地（第 3 期工区）の位置図（航空写真）となります。西部工業団地の第 3 期工区は、青線で表示されている第 1 期・第 2 期で実施された工業団地の東側の区域です。美土里小学校の西側にあたる赤線で囲われた部分が、新たに第 3 期工区として、工業団地造成事業が計画されている場所となります。次ページをご覧ください。インター西産業団地の地番等の詳細一覧となります。申出番号 148 番から 210 番ページまでが、藤岡インターチェンジ西産業団地（第 2 期工区）の南地区に該当する土地の明細となります。タブレットをスクロールして下さい。211 番から 247 番が北地区に該当する土地の詳細一覧となります。最後のページまで、タブレットをスクロールして下さい。航空写真があります。藤岡インター西産業団地の第 2 期工区の位置図となります。画面の左下が、南地区となります。赤線で囲われている区域が、新たに産業団地として造成が計画されている第 2 期工区の南地区のエリアとなります。画面の右上をご覧ください。北地

区の内、黄色で色付けされている部分 1.7ha が農振農用地で、色付けされていない上の部分は白地農地で 2.2ha（約 6 割）となります。この 2 カ所が、インター西産業団地の第 2 期工区となります。以上が、新規工業団地造成事業に伴い、農振農用地から市街化区域へ編入されることが、計画されている農地、議案第 40 号臨時藤岡農業地域振興地域（重要変更）に対する意見について、の概要説明とさせていただきます。

議長 ただ今、議案第 40 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、議案第 40 号臨時藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 40 号臨時藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。次に、議案第 41 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農政課より説明をお願いします。

農政課 タブレットの資料、議案第 41 号藤岡農業振興地域促進計画（重要変更 R7 上期）をご覧ください。表紙の次のページ重要申出書一覧表（上期）をご覧ください。今回、重要変更の申出があったのは、除外 2 件、2 筆、827 m²となっております。次ページをご覧ください。申出一覧表となります。申出番号 1 番、Nさんの申出は、分家住宅用地への転用。申出番号 2 番、Yさんの申出は、露天駐車場用地への転用となります。申出番号 1 番から順に説明させていただきます。次のページをご覧ください。除外申出 1 番の 6 要件整理表となります。除外申出番号 1 番申出人（土地所有者）は、Nさんで、利用者も土地所有者のNさんの世帯となります。申出地は、中大塚、地目は田、除外面積は 1,032 m²の内、499 m²の除外申出です。1 号要件の欄をご覧ください。土地所有者及び利用者は、現在、中大塚にある賃貸住宅に居住しているが、自己所有の住宅を建設したいとの申出です。申出地は、令和 2 年 1 月に祖父が、同年、令和 2 年の 12 月に父が他界したことにより、申出人が相続した土地で、申出人が相続した不動産は、この申出地 1 筆のみで、他に誘導可能な土地はありません。規模の妥当性については、住宅と自家用車 4 台分の駐車場、庭等のスペースを計画しており、適当な規模と考えております。2 号要件の地域計画の達成への支障の有無については、先ほどご審議いただきましたが、農振除外の前に、地域計画から除外する変更公告を行います。続けて、3 号要件、次のページの 4 号要件の農地の集団化、周辺農地への影響、担い手への利用集積等の支障の有無については、支障を及ぼすおそれはないと判断しました。5 号、6 号要件の土地改良施設については、該当ありません。次のページをご覧ください。

い。申出地の位置図となります。赤く表示してある部分のうち、網掛け部分が分家住宅の建設予定地となります。次のページをご覧ください。土地利用計画図となります。住宅1棟と、自家用車等の駐車スペース4台分と庭での土地利用計画で、適当な規模であると考えています。次のページをご覧ください。農振図となります。申出地は、農用区域の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、除外転用されても、3号・4号要件の農用地の集団化や、担い手への利用集積について、支障はないと判断しました。次のページをご覧ください。現地の写真となります。現地は、休耕地となっています。以上、6要件の全てと、他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外申出1番については、総合判断として、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号2番を説明します。次のページをご覧ください。除外申出2番の6要件整理表となります。申出人（土地所有者）は、Yさんで、利用者はTさんとなります。申出地は、鮎川、地目は田、除外面積は328㎡です。1号要件の欄をご覧ください。利用者Tさんは、申出地の東隣の隣接地で、自動車整備業を父と家族で経営しています。整備工場敷地内の駐車スペースだけでは、駐車場が足りないため、約8km離れた下日野にある父所有の土地を整備車両の駐車場として、使用している現状にあります。本申出は、Tさんが経営する工場西側の隣接地を露天駐車場に転用し、経営の効率化や利便性の向上を図りたいとの申出であります。代替性については、周辺には誘導可能な土地はなく、代替すべき土地はないと判断しました。続けて、2号、3号、4号要件の地域計画、農地の集団化、周辺農地への影響、担い手への利用集積については、支障ないと考えています。5号、6号要件の土地改良施設への支障の有無については、申出地は、昭和37年に土地改良事業が実施されていますが、事業完了後、8年以上経過しており、土地改良施設を毀損する恐れもないと考えています。次のページをご覧ください。申出地の位置図となります。赤で表示してある部分が申出地で、その東側の隣接地がTさんが経営する工場の所在地となります。既存の工場敷地、西側の隣接地を露天駐車場として利用したいとの申出です。次のページをご覧ください。土地利用計画図となります。整備受託車両等10台分の駐車場として利用する計画で、自動車整備業の駐車場として、適当な規模であると判断しました。次のページをご覧ください。農振図となります。申出地は、農振農用区域の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、農用地の集団化や担い手への利用集積についても、支障はないと判断しました。次のページをご覧ください。現地写真となります。申出地は、現在、休耕地となっています。以上、6要件の全てと、開発許可など他法令の許認可を満たすものと判断できますので、除外申出2番の総合判断としては、除外もやむを得ないと考えています。以上で、議案第41号農業振興地域整備計画の重要変更、令和7年度、上期の除外申出案件の概要説明とさせていただきます。

議長

ただ今、議案第41号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 41 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に意見なしということでよろしいですか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 41 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。続いて、報告第 15 号・16 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 15 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 2 件、5 条が 7 件ございます。詳細については 11 ページ 12 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 16 号ですが、議案書 13 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、4 条の許可証明が 1 件、5 条の許可証明が 6 件、許可取消が 1 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第 15 号・16 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 8 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（閉会 14 時 40 分）